

# 麻績村職員募集要項(第2回)

( 令和9年度採用 一般事務(社会人経験者) )

受付期間	令和8年6月9日(火曜日)～ 令和8年8月13日(木曜日)必着 (受付時間は、土日、休日を除いた午前8時30分～午後5時15分の間) *郵送の場合も、8月13日(木曜日)必着(配達記録郵便など確実な方法で)
第1次試験	令和8年9月20日(日曜日)
問い合わせ先	〒399-7701 長野県東筑摩郡麻績村麻3837番地 麻績村役場 総務課 職員担当 [電話] 0263-67-3001 [FAX] 0263-67-3094
<p>[ 採用試験申込書の入手方法 ]</p> <p>⇒窓口で入手する 麻績村役場総務課で入手できます。</p> <p>⇒郵送で入手する</p> <p>返信用封筒(角2サイズの封筒に140円切手を貼り受験者の住所を明記したもの)を、麻績村役場総務課までお送りください。その際、封筒の表に「職員採用試験申込書請求」と朱書きしてください。</p> <p>⇒麻績村公式ホームページより入手可能です。</p>	

## 1 試験区分、採用予定人員、受験資格

試験区分	採用人員	勤務内容	受験資格
一般事務	若干名	一般事務 (社会人経験者)	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成4年4月2日以降に生まれた者</li> <li>高等学校卒業程度の学力を有する者</li> <li>社会人経験のある者</li> </ul>

\*各職種共通資格 普通自動車免許を有する者(取得見込み者含む)

◆次のいずれかに該当する人は、受験できません。

- 1) 日本国籍を有しない人
- 2) 地方公務員法第16条に規定する欠格事項に該当する人(以下の内容)
  - ①成年被後見人又は被保佐人
  - ②禁固以上の刑に処せられ、その執行が終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
  - ③麻績村の職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない

人

- ④日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他団体を結成し、又はこれに加入した人

## 2 試験の日時・会場

第1次試験	* 期 日 令和8年9月20日（日曜日） * 時 間 （受付）午前8時30分～午前9時00分 （開始）午前9時00分 （終了）午後12時20分頃 * 場 所 麻績村役場 麻績村 麻績村麻3837番地 [連絡先] 0263-67-3001（麻績村役場）
第2次試験	10月予定（詳細は、第1次試験合格通知書通知します。）

## 3 受験手続

1) 受験申込方法 次のいずれかの方法による。

①持参による申込み

麻績村役場 総務課

②郵送による申込み

令和8年8月13日（木）必着で、配達記録郵便等の方法により総務課まで郵送してください。

【申込先】 〒399-7701

長野県東筑摩郡麻績村麻3837番地

麻績村役場 総務課

## 4 提出書類

- |                    |    |
|--------------------|----|
| ①麻績村職員採用試験申込書      | 1通 |
| ②履歴書（市販の履歴書使用）     | 1通 |
| ③卒業証書（写し）又は卒業見込証明書 | 1通 |
| ④麻績村職員応募理由書        | 1通 |
| ⑤自己セールスシート         | 1通 |
| ⑥職務内容シート           | 1通 |

\*提出された書類は、返却できませんのでご了承ください。

## 5 第1次試験科目及び提出分野

### 1) 教養試験

種類	出題分野
職務基礎力試験	論理的に思考する力、文章を正確に理解する力、統計等の資料を分析する力、国内外の社会情勢への理解等を確認するための基礎的な問題 (1時間・60問)

2) 適性検査1, 2 30分

3) 作文試験 60分

## 6 第2次試験

※日程等については、第1次試験合格者に文書で通知します。

### 1) 面接試験

## 7 待遇、勤務条件(令和8年6月現在)

1) 一般事務初任給(月額) 高等学校卒業程度 200,300円から

\*短大、大学等の学歴や社会人等の経歴が豊富な人は、これより高い初任給が支給される場合があります。

2) その他

\*その他待遇、勤務条件は麻績村条例等で定められています。

\*採用後6月間は、地方公務員法の条件付き採用期間となり、その間良好な成績で勤務したときに正式採用となります。

## 8 採用試験に関する問い合わせ先

麻績村役場 総務課 職員採用担当へお願いします。

[電話] 0263-67-3001

【問い合わせ受付時間】 土日、休日を除いた午前8時30分～午後5時15分